

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	再公告に至った経緯をお伺いすること可能でしょうか。前回は入札に参加する企業がいなかったのでしょうか。もしくは入札に参加する企業がいたけれども、価格もしくは提案内容が貴庁の想定と見合わなかったためでしょうか。	再公告に至った経緯はお答えしかねます。
2	仕様書4.(1)に関して要件定義にあたり、既に決定している若しくは制約事項として存在する配慮すべき機能/非機能要件や使用ネットワーク・システム等がありますでしょうか。あります場合、ご教示いただけますと幸いです。	職員は環境省ネットワーク内の職員端末で操作、事業者等はインターネットに接続して操作します。それ以外の点については、業務開始後に調整いたします。
3	仕様書4.(1)に関して要件定義書作成の見積りに際し、使用頻度や利用データ量、回線速度等の想定されている使用環境についてご教示いただくこと可能でしょうか。	使用頻度は随時、データ見込量については月数十件程度を予定していますが、それ以外の詳細含めて業務開始後に説明・調整いたします。
4	復旧手順の確立及び障害時対応等のリスク管理内容も検討スコープ内に含まれますでしょうか。	リスク管理についても検討スコープに含まれます。
5	案件進捗途中で、当初提出した見積りと作業量との間にずれが生じた場合は、スコープの縮小若しくは追加契約等の対応方針をお伺いすることは可能でしょうか。	提案書を審査し、作業量との間にずれがあるか等は審査いたします。 また、変更契約の方針に関しては仕様書9. その他(2)に記載の通りです。 以下仕様書より抜粋 本仕様書に記載の業務の実施内容(人数・回数の増減を含む。)に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
6	仕様書別添の7頁3.その他に関して、成果物に「請負者側の責めによる不備」とは何を想定すればよいでしょうか。成果物として納品した要件定義書(案)に基づき開発が実施され、開発されたシステムに不備があり、その原因が要件定義書に基づくものであった場合に、それが「請負者側の責めによる不備」として責任を問われることはあるのでしょうか。	環境省が指示した想定業務から誤っていた、漏れていた場合は「請負者側の責めによる不備」に該当する可能性があります。それ以外の場合に関しては影響度合い等を含めて、具体の案件に基づき判断されることとなります。
7	仕様書8.(1)に関して、「請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。」とあるが、提出する書面のフォーマットはありますか。	別途環境省担当官から様式を送付いたします。